

県内宿泊事業者感染防止対策等 支援補助金



旅行者の減少が続き、深刻な影響を受けている県内宿泊事業者を支援するため、感染防止対策や前向きな投資に対し補助を行うことにより、認証制度の取組と併せて、打撃を受けている観光地の再生と発展を図ります。

※申請要項等の詳細は、7月5日（月）に県HPに掲載予定です。

1 対象施設

旅館業法で規定する「旅館・ホテル営業」「簡易宿所営業」の三重県知事又は四日市市長の許可を受け、不特定多数の旅行者の利用に供する県内宿泊施設が対象です。（「宿泊施設」は、旅館業法の許可単位となります。）

【対象外の施設】

- ・店舗型性風俗特殊営業を行う施設（いわゆるラブホテル等）
- ・市町が上記旅館業法の許可を受けて営業している施設
- ・旅館業法に規定の「下宿営業」施設
- ・その他不特定多数の旅行者を受け入れていない施設

2 補助金の対象

- (1) ①感染防止対策に必要となる設備・機器の導入、必需品等の購入、感染症対策用機器のリース、その他安全・安心な食事・滞在環境を実現するために要する経費
②マイクロツーリズム、ワーケーション等に対応するコンテンツの開発、施設改修等新たな需要に対応するための取組に要する経費
- (2) 令和2年5月14日以降の発注・支出が対象です。
※業界ガイドラインが令和2年5月14日に公表されたことから、同日以降の取組を補助の対象にしています。
- (3) 「持続化給付金」、「三重県新型ウイルス感染症拡大阻止協力金」「三重県観光事業者支援金」等を受けていても、申請可能です。
- (4) 県、市町等の事業（当該事業が併用を禁止していない場合）を活用して支出した経費については、自己負担分に限り対象となります。ただし、国の事業を受けて支出した分は対象外です。
- (5) みえ安心おもてなし施設認証制度（宿泊施設）へ登録申請を行っていただきます。※認証制度は6月30日（水）にHPでお知らせ予定

3 補助率

- 「2補助金の対象（1）」①感染症対策に資する物品の購入等経費：10/10
「2補助金の対象（1）」②前向きな投資に要する経費：4/5

【補助上限額】

客室数（旅館業許可申請手続きにおいて、保健所に届け出ている客室数）に応じて段階的に設定します。

【事業種別】	【客室数】	【上限額】
簡易宿所	—	最大100万円
ホテル・旅館	1室～9室	最大100万円
	10室～19室	最大200万円
	20室～29室	最大400万円
	30室～39室	最大600万円
	40室～49室	最大800万円
	50室以上	最大1,000万円

4 基本的な手続き

まず、補助金の交付申請書の提出が必要です。審査を行ったうえで交付を決定しますので、事業が終了しましたら、実績報告書を提出してください。補助金の額の確定後、請求書を提出していただき、補助金の支払いを行います。

実績報告書の提出期限である令和4年1月31日（月）までに事業を終了していただく必要があります。

5 必要書類

交付申請書には事業計画書や収支予算書その他添付書類、実績報告書には領収書等支出の証拠書類その他添付書類、が必要です。領収書等支出の証拠書類がない場合は実績報告として認められませんのでご注意ください。

6 今後のスケジュール

令和3年7月5日（月）：申請要項の公表（予定）

7月中旬：申請受付開始（予定）

※交付決定額が予算額に達した時点で受付を終了します。

【問い合わせ先】 ※下記の事務局以外へのお問い合わせはご遠慮ください。

県内宿泊事業者感染防止対策等支援補助金事務局

TEL：059-224-2974 9時から17時 ※土日祝日は除く